

学校法人制度の改善方策について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会

学校法人制度改善検討小委員会

平成15年10月10日

目 次

はじめに	1
1. 理事機能の強化について	3
理事制度の概要等	
理事機能の強化に当たっての基本的考え方	
具体的改善方策	
2. 監事機能の強化について	8
監事制度の概要等	
監事機能の強化に当たっての基本的考え方	
具体的改善方策	
3. 評議員機能の強化について	12
評議員制度の概要等	
評議員機能の強化に当たっての基本的考え方	
具体的改善方策	
4. 財務情報の公開について	15
財務情報の公開の現状等	
財務情報の公開に当たっての基本的考え方	
具体的改善方策	
a) 義務付けの対象となる学校法人	
b) 公開を義務付ける財務書類	
c) 公開の方法	
5. その他の検討課題について	21
学校法人会計基準の見直しについて	
a) 学校法人会計基準の現状等	
b) 会計基準の見直しについて	
外部資金の導入等について	
a) 外部資金導入の現状等	
b) 外部資金導入方策等の改善について	
事務機能の強化について	
a) 事務体制の現状等	
b) 事務機能の強化方策について	
会計監査について	
a) 会計監査の概要等	
b) 会計監査の改善方策について	
参考資料	29
附属資料	41
学校法人制度の改善方策についての概要	

はじめに

現在の学校法人制度は、我が国における私立学校の果たす役割にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的として、昭和24年の私立学校法の制定により創設された制度である。

学校法人は私立学校の設置を目的として設立される特別の法人であり、民法に定める財団法人制度を基礎としつつ、理事の最低人数の引上げ、設置する学校の校長の理事への任命、監事や評議員の必置、学校経営に必要な資産の保有など学校の設置管理主体として必要な要件を加えた制度となっている。

私立学校の自主性を最大限尊重することを基本とする現行制度の下で、我が国の私立学校は独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開しており、例えば大学の場合、全学生数の約8割を私立大学が占めるなど、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に大きな役割を果たしてきた。

現在、我が国では教育界全体が大きな変革期を迎えており、我が国の学校教育の中で重要な位置を占める私立学校が今後とも健全な発展を続け、公教育の担い手として社会の要請に十分にこたえていくためには、私立学校法の精神を維持しつつ、学校法人の公共性を一層高めるとともに、自主的・自律的に管理運営を行う機能を強化するなど、時代の変化に対応して必要な見直しを行っていくことが重要な課題となってきた。

一方、近年の少子化、産業界の変革等による社会経済情勢の変化に伴い、困難な経営状況に直面する学校法人が増加しつつあり、私立学校全体が厳しい競争環境にさらされてきている。例えば、大学及び短期大学では平成15年4月現在で15校が学生の募集を停止しており、また入学定員を満たしていない学校が15年5月の時点で大学で約3割、短期大学で約5割という状況である。このような現状に対処していくため、今後の学校法人においては、特色ある学校教育を展開し、各学校法人の個性を伸ばしていくとともに、更なる少子化の進行を見据え、社会人教育など新たなニーズを掘り起こしていくことが重要であり、様々な課題に対して戦略を持って主体的、機動的に対応していくための体制を強化していくことが必要となってきた。

さらに、事前規制から事後チェックへという社会全体の動きの中で、小・中学校設置基準の明確化と幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修・各種学校における自己点検・自己評価の努力義務化が行われ、また、大学の学部・学科等の設置認可の弾力化と第三者評価の義務付けなどが行われてきている。

また、情報公開に対する対応など学校教育全体に対する説明責任を求める声も高まってきており、学校法人としてもこのような社会からの要請に引き続き適切に対応し、公共性を有する法人としての責務を果たしていくことが重要な課題となっている。

さらに、近年では、NPO法人制度や中間法人制度など新たな法人類型の創設、公益法人の会計基準や企業会計制度の見直し、国立大学や公立大学の法人化、公益法人制度の根本的な見直しなど、学校法人制度にも密接に関連する諸制度の改正等が行われつつある。

このような様々な背景を踏まえ平成14年10月に大学設置・学校法人審議会の学校法人分科会の下に置かれた本小委員会において、これまで14回にわたり学校法人制度の改

善方策について検討を重ねてきた。

見直しに当たっては、私立学校の特色である多様性や自主性に十分に配慮するとともに、法人の規模や設置する学校種、所轄庁の違いにかかわらずすべての学校法人が共通に備えておくべき要件は何かという観点から検討を進めたが、本報告書の提言内容の中には実際の運用に当たって、所轄庁がそれぞれの地域の実情や法人の規模、設置する学校種の違いに応じて対応していくことが求められるものもある。そのような点については、各所轄庁における適切な対応が望まれるところである。また、各学校法人の判断にゆだねることとしている事項などの中には、私学関係団体や各地域ごとに一定の指針等を定めることが公共性の一層の向上等の観点から適当である場合も考えられることから、内容に応じて自主的な取組がなされることも期待したい。

また、これらの改善方策については、専修学校又は各種学校のみを設置する私立学校法第64条第4項の法人についても基本的に共通の課題と考えられる。

本小委員会における審議の内容については、平成15年8月7日に「中間報告」として取りまとめ公表し、関係団体や一般から広く意見を求めた。これに対して寄せられた意見の内容としては、中間報告の方向性についておおむね賛同を得られたと思われるものが大半であったが、具体的な内容については多様な意見も見られたところである。本小委員会においてはこれらの意見を参考に更に審議を深め、このたび最終的に審議結果を取りまとめたので、ここに報告するものである。

本報告の内容の実現に向け、国において制度化や推進方策の実施等適切な対応が図られるとともに、各学校法人や私学関係団体、地方公共団体等において、それぞれの立場、役割に応じた取組が展開され、私立学校がより一層発展していくことを期待している。

なお、学校法人制度の改善という本小委員会における検討課題そのものではないため、本報告書においては取り上げていないが、学校と設置者の関係など学校として設置主体にかかわらず共通して存在する課題や、設置主体や学校種の違い等に基づく様々な制度的取扱いや整備の在り方なども本小委員会における検討の過程で何度か言及されており、今後これらの課題についても改善に向けた検討がなされることを期待したい。

1. 理事機能の強化について

理事制度の概要等

(理事制度の概要)

理事は、学校法人を代表するとともに、学校法人の業務を決定する権限を有する重要な機関である。

民法第1編第2章に定める法人では理事は1名以上とされているが、学校法人においては、学校の公共性を担保し少数の理事による専断的な学校経営を防ぐため、理事を5人以上置くこととされている。なお、上限数については法令上の規定はなく、理事の定数については、各学校法人がそれぞれ寄附行為において定めている。

学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、在任理事総数の過半数をもって決することとされている。この場合の「学校法人の業務」とは、学校法人の内部事務と対外的な事務を合わせて呼ぶものと解されている。

すべての理事は、学校法人の業務についての代表権を有しており、学校法人の外部に対する意思表示等の行為をなし、又は外部から学校法人に対してなされる意思表示等を受けることができることとされている。ただし、寄附行為の定めをもって個々の理事の代表権を制限することが可能であり、学校法人によっては、代表権者を理事長のみに限定しているところもある。

(理事の選任)

理事については、当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む）、当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為において特定の評議員をもって理事に充てるという定め方をしている場合を含む）、寄附行為の定めるところにより選任された者（実際には学識経験者、学園の功労者、関連する宗教法人の役員などが多い）から選任することとされているが、その構成割合や選考・任命手続については各学校法人にゆだねられている。また、勤務形態についても法令上の定めはなく、非常勤の理事も多い。

なお、理事については同族制限が設けられており、各役員（理事及び監事）について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならないこととされている。また、理事と監事は兼ねることができないとされているが、理事と評議員は兼ねることが可能となっている。

(理事長)

理事のうちから寄附行為の定めるところにより、理事長を一人選任することとされている。

理事長は、評議員会を招集すること、評議員会に議案を提出し、意見を聴くこと、評議員会に対し決算報告をし、意見を求めることを行うほか、学校法人内部の事務を総括することとされている。

(理事会)

理事会に関しては、法令上の規定は設けられていないが、ほとんどの学校法人に

において、寄附行為の定めにより理事会が設けられ、学校法人の業務を決定することとされている。

理事機能の強化に当たっての基本的考え方

少子化など昨今の法人経営をめぐる厳しい社会・経済の情勢に的確に対応しつつ、安定した学校運営を行っていくためには、学校法人の管理運営機能の一層の充実を図ることが必要であり、そのためには学校法人の業務についての決定権限を有する理事の機能の強化が不可欠である。

理事機能の強化のためには、学校法人の運営に関する権限と責任の所在を明確にし、各理事が学校法人の運営に対し積極的に参画することが必要である。

また、学校法人としての意思決定がより機動的に行えるようにするとともに、当該意思決定が専断的にならないようにすることが必要である。

具体的改善方策

理事会については各学校法人の寄附行為の定めにより実態として置かれているものであるが、学校法人の業務に関する最終的な決定機関としての位置付けを明確化する観点から、理事会を法令上に位置付けることが適当である。

学校法人によっては、理事長のみが代表権を有している場合や担当理事が置かれている場合など学校法人の代表権の制限が行われている場合もあることから、そのような場合にはこれを対外的に明らかにするため登記できるようにすることが求められる。

学校法人の運営に多様な意見を採り入れる観点から、理事に外部の人材（現に当該学校法人の教職員でない者等）が適切に任用されるようにすることが重要である。

理事会における検討の充実に資するよう、各学校法人において、非常勤の理事に対し定期的に学校法人の運営状況に関する情報を提供することや理事会における委任状等の取扱いの改善を進めることが必要である。

（理事会の役割の明確化）

現在、理事会については法令上の規定はなく、実態として各学校法人が定める寄附行為により設置されているが、学校法人の業務に関する決定権限の所在を明確にする観点から、理事会を学校法人の業務に関する最終的な決定機関として法令上位置付けることが適当である。

これにより、理事会が最終的な意思決定機関であり、各理事は法人の業務の執行機関という位置付けが明確になる。なお、理事会は理事長が招集することとするのが適当である。

一方、機動的な学校法人の運営を行うためには、速やかに意思決定が行えることが重要であり、法人の業務のすべてを理事会において決定しなければならないことは現実的ではない。最低限理事会として決定しなければならない事項とそれ

以外の事項を整理し，明確にすることが必要である。

具体的には，理事会は学校法人の基本的な運営方針や事業計画について決定するとともに，現在評議員会に諮問しなければならない事項とされている 予算，借入金及び重要な資産の処分， 決算， 寄附行為の変更， 合併・解散， 収益事業に関する重要事項， その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為で定めるものについては理事会において決定することとすることが必要である。 について寄附行為で何を定めるかは各学校法人の判断によるが，一般的には学則の制定，就業規則の決定，資産の運用，工事の契約，重要な設備の購入等が考えられる。ただし，あらかじめすべてのことを想定して寄附行為に定めておくことは不可能であり，そのようなことが発生した場合には理事長において理事会決定に係らしめるか否か適切な判断がなされるべきと考える。

なお，理事会による機動的な運営を図りつつも，運営の適正性・公共性をより高めるためには，併せて監事及び評議員会によるチェック機能を高めることが重要である。

(理事の権限の明確化)

現在の私立学校法においては，すべての理事が学校法人の業務のすべてについての代表権を有するのが原則となっている。しかしながら，すべての理事がそれぞれ学校法人の業務のすべてを担当し対外的な行為を行うことは，対外的に混乱を招く可能性がある。また，業務ごとに担当の理事を定めて対外的な業務を行った方が効率的な運営が可能となる場合も考えられる。

このため，各学校法人においては必要に応じ，特定の業務について担当の理事を定めたり理事長に権限を一元化することにより，各理事が有している権限を明確化することが適当である。担当理事の導入については，各理事の役員としての意識の向上を図り，学校法人の運営に対し責任をもって積極的に参画することを推進する効果も期待できる。

また，特定の業務について担当の理事を定めて対外的な行為を担わせる場合には，併せて寄附行為の定めにより代表権の制限を行い，それぞれの業務について対外的な行為を行える者を明確にしておくことが望ましい。

さらに，このような代表権の制限を行った場合，現在はあくまで学校法人内部の関係にすぎず，善意の第三者には対抗できないこととされているが，権限の明確化を図り，外部との関係における混乱を未然に防ぐ観点から，代表権の制限の内容について登記できるようにすることが求められる。

なお，担当理事の導入や代表権の制限を行った場合であっても，理事が自分の担当以外の業務について全く無関心でよいということではなく，すべての理事が学校法人の運営全体に目を配り，理事会における意思決定に積極的に参画していくことが必要である。

また，学校法人によっては小規模である等の理由で一律に担当理事を導入することが困難な場合もあり得ることから，導入については各学校法人の判断で対応することが適当である。

さらに、私立学校法において「学校法人の内部の事務を総括する」とされている理事長の権限に関する規定について、表現を改める必要性について検討することが適当である。

(理事構成の多様化等)

現在、大学法人においては約4分の1の学校法人で、財務や経営等の専門的な実務経験を有する人を学外から常勤の理事に任用している。また、学校法人の教職員以外の者を理事(非常勤理事を含む。)に任用している学校法人は、大学法人、高等学校以下を設置する学校法人のいずれも99%を超えているという状況である。このような取組は、今後の厳しい経営環境が予想される中で、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能を強化する観点から有効と考えられる。

このため、学校法人の理事として、当該学校法人において現に教職員である者や、就任以前に常勤の教職員であった者以外の理事(外部理事)が法人の規模等に応じて適切に任用されるようにすることが必要であるが、最低でも1名は就任の際現に当該学校法人の教職員でない者が任用されるように措置することが求められる。

(任免手続、任期)

現在は、理事の任免に関する手続等について法令上の定めはなく、各学校法人の判断にゆだねられているが、各学校法人において理事の任免の手続や要件に関する規定が整備されていない場合、例えば理事の解任に当たり、手続上の瑕疵や不当な解任理由を問題とする訴訟等が生じる可能性が懸念される。

このため、各学校法人において、理事の選任、解任、辞任に関する手続や要件について、寄附行為又は寄附行為の委任を受けた細則等において明確に規定するように措置することが適当である。ただし、具体的手続や要件については、各学校法人それぞれの有する事情や法人の規模により様々な在り方が考えられることから、各学校法人にゆだねることが望ましい。

また、理事の任期についても法令上の定めは設けられていないが、理事としての適格性について検討する機会を設ける観点から、寄附行為等において任期の定めを設けるように措置することが適当である。なお、具体的な期間については各学校法人において適切に判断することが必要である。

(理事会の一層の活性化)

学校法人の理事は、全員が積極的に学校経営に参画することが必要であり、ほとんどの理事は責任感を持って参画していると考えられる。一方、実態としては非常勤の理事長や理事も少なくなく、そのような場合には学校法人の運営の実態について十分に把握することが困難な場合も想定される。また、例外的ではあろうが、ほとんど理事会に出席しない理事も見られるところである。

今後は、少なくとも理事長については、責任に見合った勤務形態を取り対内的にも対外的にも責任を果たしていくことが重要と考える。このため理事長については

原則常勤とするとともに、その職務に専念するためほかの学校法人の理事長等との兼職は避けることとすることが望ましいと考える。しかしながら、様々な事情により、理事長の常勤化、専任化が困難な場合も考えられることから、そのような場合には、各学校法人において、常務理事等理事長に代わって常時法人の業務を担当する者を置くようにすることが必要である。

また、非常勤理事については、理事会における議論に、学校法人の現状を十分に把握した上で参画し適切な意見を述べることができるよう、各学校法人において学校法人の運営状況に関する情報について、法人の規模や特色等に応じてそれぞれに工夫しつつ定期的に非常勤理事に伝えるようにすることが必要である。特に、理事会の開催前には、各理事に対し議案に関する十分な説明資料を事前に送付することが求められる。

さらに、各理事が学校法人の運営に積極的に参画する観点から、理事会においては、議題のいかんを問わずあるいは実際の内容が分からないまま判断をすべて他の理事に一任するいわゆる白紙委任は禁止することが必要である。また、委任状もできる限り避けるべきであり、可能な限り書面により議案に対する賛否を表明する方式を採ることが望ましい。前述の理事会開催前の資料の送付はこのような観点からも必要である。

2. 監事機能の強化について

監事制度の概要等

(監事制度の概要)

監事は理事の業務執行を監査する機関であり、学校法人の管理運営を適正に行うために極めて重要な役割を果たすものである。

民法第1編第2章に定める法人においては、監事の設置は任意事項とされているが、学校法人については、学校法人がその公共性を担保し、学校経営主体としてふさわしい法人となるよう監事を必ず2人以上置かなければならないとしている。

また、監査機関としての性質上、監事は各自単独でその職務を行うことができるものであるが、共同して職務を行うことも可能である。

(監事の職務)

監事の職務としては、学校法人の財産の状況を監査すること、理事(理事長を含む)の業務執行の状況を監査すること、学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること、報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること、学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べるのが私立学校法に掲げられている。

「財産の状況の監査」とは、法人の帳簿、書類を閲覧・調査し、現金、有価証券、債権、不動産等の資産や負債についてその状況を調査することを指し、理事等に対し財産の状況について報告を求めることも可能とされている。

また、「理事の業務執行の監査」は、理事の内部的事務執行、対外的事務執行のすべてに及ぶものであり、定期的監査のほか、臨時的に行う監査も可能とされている。

「不整の点」とは、理事の職権濫用行為、法令の規定違反等の不正行為が含まれるが、「不正」より広義と解されており、実質的に見て法人の公益目的に反するような行為も含まれるとされている。

なお、監事の職務については、例示規定であり、上記の内容に限定されるものではないとされている。

(監事の選任等)

監事については、理事又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む)と兼ねてはならないこと、各役員(監事及び理事)の配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならないことが定められている以外には、特段法令上の規定は設けられておらず、その選任、解任、辞任の手續や任命権者については各学校法人の判断にゆだねられている。また、監事と評議員との兼職は禁じられていない。

実態としては、最低数の2名となっている法人が多く、大学法人では約8割に上っている。また、勤務形態としては、非常勤がほとんどであり、監事全員が非常勤である割合は、大学法人で9割を超えている。

監事機能の強化に当たっての基本的考え方

学校法人が、様々な課題に適切に対処しつつ、安定した学校運営を行っていくためには、理事機能の強化と併せて、学校法人の公共性及び運営の適正性を確保するための機関である監事機能の強化を図ることが必要である。

監事機能の充実のためには、監査すべき内容の明確化や監査を支援する仕組みの構築等により、実効ある監査が行われるようにすることが必要である。また、監査の実効性や客観性を高める観点から外部性の強化を図ることが必要である。

具体的改善方策

監事の監査の範囲及び内容が必ずしも明確でないため、一定の指針等を示すことにより明確化することが必要である。また、監査報告書の作成、評議員会への報告、外部への閲覧を行うこととともに、監事が理事会・評議員会へ出席するようにすることが適当である。

監事の監査を支援する観点から、各学校法人において、理事長等から監事に対して定期的に学校法人の運営状況に関する情報を提供したり、必要に応じて支援のための事務体制を整備したりすることが必要である。

監事の理事会・評議員会からの独立性を高めるとともに専門性を高める観点から、監事の選任要件における外部性の強化及び評議員との兼職制限が必要である。また、監事の選任は監査される側である理事会のみで選任するのではなく、例えば理事会が推薦し、評議員会の承認を得た者を任命する等の手続とすることが適当である。

(監事の職務の明確化等)

現在、監事については「学校法人の財務の状況」及び「理事の業務執行の状況」について監査することとされているが、これらの範囲及び内容が必ずしも明確でないため、必要な監査が十分に行われていなかった場合もあると考えられる。このため、監査すべき範囲及び内容について指針を示すこと等により明確化することが必要である。なお、指針等の策定に当たっては、設置する学校の種類や法人の規模等による違いにも配慮することが求められる。

「学校法人の財務の状況」及び「理事の業務執行の状況」を監査するということは、学校法人の運営全体が対象となるということである。したがって、監査の範囲は財務にかかわる部分に限られるものではなく、学校法人の業務の中心である学校の運営に関しても対象に含まれることとなる。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、学部・学科の新増設や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒の募集計画等の教学的な面についても対象とすることが求められる。

監査の内容としては、予算決定や中長期計画の策定（学部等の設置、学内事務体制の見直し、施設設備の整備等）に対する意見陳述、外部監査において指摘された事項の改善状況や事業計画の達成度の確認などが考えられる。また、適法性の観点

だけにとどまらず、法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には指摘をすることも必要である。なお、監事は理事会の決定自体に参画するものではないことについて留意が必要である。

監事による監査をより実効あるものとする観点から、評議員会が監事の監査状況について確認できるようにするため、監事の職務に監査報告書を作成すること及び監査報告書を理事会・評議員会へ提出することを加えることが適当である。また、当該監査報告書については、理事長において財務諸表とともに所轄庁へ提出するとともに、財務諸表とともに閲覧に供するように措置することが適当である。

さらに、監事が学校法人の運営状況について十分に把握し監査の実効性をより高めるとともに、役員として学校法人の運営に参画する観点から、監事が学校法人の運営に関する意思決定等が行われる場である理事会及び評議員会へ出席することが必要である。ただし、様々な事情等により全ての理事会及び評議員会に出席することが困難な場合も考えられることから、少なくとも理事会については必ず出席することとなるよう措置することが適当である。なお、理事会、評議員会いずれにおいても、監事の議決権はないものとするのが適当である。

また、監事が行う財務の状況に関する監査をより充実させる観点から、私立学校振興助成法に基づき公認会計士が行う会計監査との連携を図ることが重要である。例えば、監事は必要に応じ公認会計士が行う会計監査に立ち会うようにする等の取組を各学校法人において推進することが求められる。

なお、私立学校法における「理事の業務執行の状況」との用語については、監査対象が限定される印象があることから、表現を変更することについて法制的に検討することが適当である。

(監事の職務執行の支援)

実効ある監査を行うためには監事が常勤であることが望ましいが、非常勤の監事であっても十分な監査ができるよう、各学校法人において監事の監査を支援するための様々な態勢を整備することが求められる。

具体的には、非常勤の監事や外部から登用された監事が学校法人の運営状況について十分に把握できるようにする観点から、理事長等から監事に対して定期的に業務執行状況を報告するようにすることが適当である。

また、規模の大きい法人などにおいては、監事のみでの対応では十分な監査が難しいと考えられることから、規模等に応じ監事の下部機関として特別の事務組織を整備することや監事の職務を支援するための職員を配置する等の支援態勢を整備することが望ましい。

さらに、監事の役割について十分に理解してもらうため、私学関係団体等において監事に対する研修会を開催するなどの取組を支援することも必要である。

(監事の選任基準等)

監査についての専門性を高めるとともに、監事が遠慮することなく意見を言える

ようにする観点から，外部性を高めることが重要である。このため現行の「法人の理事，職員との兼職禁止」という要件に加えて，例えば，監事のうち少なくとも1名は就任時又は過去数年間において当該法人の理事又は教職員でなかったものを選任するようにすることや，財務管理，事業の経営管理その他法人の行う業務の運営に優れた識見を有する者を選任するようにすることなどが考えられる。

また，評議員会からの独立性を確保する観点から，評議員と監事の兼職を禁止するよう措置することが適当である。

（任免手続，任期）

現在は，監事の任免に関する手続や任期等について法令上の定めはなく，各学校法人の判断にゆだねられているが，各学校法人において監事の任免の手続や要件に関する規定が整備されていない場合，例えば監事の解任に当たり手続上の瑕疵^{かし}や不当な解任理由を問題とする訴訟等が生じる可能性が懸念される。

また，理事の業務を監査する監事を理事会や理事長のみにより選任することは監査を受ける者が監査する者を選ぶという点で疑問が残る。

このため監事については，例えば理事会が推薦し，評議員会の承認を得た者を理事長が任命することとするなど，監事の選任手続について評議員会が一定の関与をすることとすることが適当である。

また，監事の解任，辞任に関する手続及び任期に関する規定についても，各学校法人において寄附行為等により定めを設けるよう措置することが適当である。ただし，具体的手続や要件，任期については，各学校法人それぞれの有する事情や法人の規模により様々な在り方が考えられることから，各学校法人にゆだねることが望ましい。

3. 評議員機能の強化について

評議員制度の概要等

(評議員制度の概要)

評議員会は学校法人に必ず置かなければならない合議制の機関であり、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織することとされている。

このような制度としたのは、学校法人の公共性を高めるためであり、仮に全理事が評議員を兼任した場合であっても、評議員会が理事会とは別の第三者による合議制の機関として有効に機能し得るように配慮したためとされている。

(評議員会の職務)

評議員会は、学校法人の業務の状況、財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、役員の諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることとされている。

理事会は、諮問機関たる評議員会の意思に法的に拘束されるものではない。(寄附行為によって評議員会の議決を要するものと定められている場合は除く。)

理事長が必ず事前に評議員会の意見を聞かなければならない事項としては、予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項、寄附行為の変更、合併、理事3分の2以上の同意による解散(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び目的たる事業の成功の不能による解散、収益を目的とする事業に関する重要事項、その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるものがあり、このほか事後的に報告し意見を求めるべき事項として、決算がある。これらのうちからの事項については、寄附行為の定めにより評議員会の議決を要するものとしてすることができる。

また、監事は、監査の結果不整の点があることを発見したときは、評議員会に報告することとされている。

(評議員の選任等)

評議員会については、当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者、当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから寄附行為の定めるところにより選任された者(該当する卒業生が存在しない場合は不要)、その他寄附行為の定めるところにより選任された者(学識経験者などが選任されている例が多い)によって構成するものとされているが、その構成割合や選考・任命手続、任命権者については各学校法人にゆだねられている。

なお、評議員は、理事・監事と異なり私立学校法上役員とされておらず、同族規制などが適用されていない。

評議員機能の強化に当たっての基本的考え方

学校法人が機動的かつ安定的に運営を行っていくためには、理事、監事、評議員それぞれが適切な役割分担の下、協力して運営に参画することが重要である。

このため、学校法人の機動的な意思決定と公共性の確保を適正なバランスの下で実現する観点から、評議員会の学校法人運営への関与の在り方等を再整理する必要がある。

具体的改善方策

評議員会は、学校法人の業務に関する重要事項について理事会に対し意見を述べる諮問機関としての位置付けであることが原則であり、評議員会の議決が必要な場合であっても、学校法人としての最終的な責任及び権限は理事会にあることを明らかにする必要がある。

評議員会における検討に資するよう、理事長等から評議員会への事業報告や監事から評議員会への監査報告を行うことが重要である。

多様な意見を取り入れる観点から、実態として評議員のすべてが学校法人の役員及び教職員という事態が生じることのないよう、一定数以上の外部の人材が選任されるようにすることが必要である。

(評議員会の位置付けの明確化等)

評議員会については、寄附行為の定めをもって学校法人の運営に関する重要事項について評議員会の議決を要するものとするができるため、理事会と評議員会との関係について十分に整理されていない点があったと考えられる。このため、今回、理事会と評議員会の関係について改めて整理しておくことが必要である。

理事会は学校法人の業務に関する最終的な決定機関であり、これにかんがみれば、評議員会は、学校法人の運営が適正に行われるようにする観点から、法人の業務の決定に際し理事会に対し意見を述べるという諮問機関としての位置付けであることを明確にすべきである。具体的には、法人の運営方針や事業計画、法令上の諮問事項である予算、寄附行為の変更、合併等法人の業務に関する重要事項について理事会が最終決定するに当たり、それが妥当なもので、関係者の理解を得られるものか否かを確認する場として評議員会を位置付けることが適当である。

なお、寄附行為の定めにより評議員会の議決を要するとされている場合についてもこの考え方に反するものではなく、学校法人の業務に関する最終的な責任と権限を有する機関は理事会であることが原則であり、評議員会は諮問機関であるという基本的在り方を踏まえた上での個々の大学の独自性による運用の問題として整理することができる。すなわち、理事会が法人の業務について最終決定するに当たり、その確認の方式として評議員会の同意の議決を得ることを必要とするか否かについて、各法人の判断にゆだねることができるようにしたものと整理することが適当である。

(評議員会の充実，円滑化等)

評議員会において理事会の方針の妥当性について正確に判断してもらうためには，これらの方針が法人全体の事業運営上どのような意味合いを持つのか正しく認識した上で判断してもらうことが必要であり，例えば理事長等から評議員会へ事業計画を報告することとするなどの措置を講ずる必要がある。

さらに，監事の監査の状況をチェックする観点に加え，評議員会における判断に必要な情報を提供する観点からも，監事が監査の状況について評議員会に報告するようにすることが必要である（再掲）。

また，学校法人としての意思決定が機動的に行えるようにするためには，評議員会を円滑に開催するための仕組みも重要である。このため，例えば議題ごとの委任や書面による表決が可能であることを明確化することが適当である。

(評議員会の構成の多様化等)

学校法人の公共性を高めるとともに，学校法人の運営に多様な意見を反映させていくためには，教育関係者以外の幅広い分野からの人材登用を図るなど，より外部性を高め，構成の多様化・適正化を図ることが必要である。

現在は三つの選任基準が設けられているが，実態として評議員のすべてが学校法人の職員であるという事態も生じ得ることから，必ず外部の者が任命されるようにすることが必要である。このため，例えば法人の役員及び教職員の合計は評議員総数の一定の割合以内（3分の2以内など）とする等の措置が考えられる。

また，評議員については，役員のように同族制限が設けられていないが，多様な立場からの意見を得られるようにする観点から，例えば同族については評議員総数の3分の1以内とするなどの措置を講ずることが必要である。

4. 財務情報の公開について

財務情報の公開の現状等

(公開の現状)

学校法人は、私立学校法第47条において、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならないと定められているが、公開については触れられていない。

文部科学省は、従来より、私立大学等の事務局長等を対象とした学校法人の運営等に関する協議会や私学関係団体の各種会議を通じて機会あるごとに、財務情報の公開について積極的に対応するよう指導してきている。また、毎年、文部科学大臣が所轄庁である学校法人について財務の公開状況に関する調査を実施し、その結果を公表する際にも、財務情報の一層の公開を求めている。

その結果、各学校法人の情報公開に対する意識が着実に高まり、平成14年度において、何らかの形で財務情報の公開を行っている学校法人は、大学法人で445法人、短期大学法人等で152法人、合わせて597法人で全法人655法人の91.1%となっている。

財務情報の公開方法について見ると、広報誌等の刊行物に掲載することにより公開している学校法人は418法人(財務情報を公開している学校法人全体の70.0%)、掲示板やホームページ等に掲示している学校法人は163法人(同27.3%)、申出のあった者に対する閲覧又は写し(印刷物にしたものを含む。)の交付を行っている学校法人は343法人(同57.5%)となっている。

公開している財務書類の種類についてみると、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表について、3種類とも公開している学校法人は426法人であり、財務情報を公開している学校法人全体の71.4%となっている。ただ、その内容を見ると計算書類そのものを公開しているケースや大科目のみを公開しているケース等様々である。

このように公開の方法や対象としている財務書類にはかなりのばらつきがある。

(情報公開法による開示)

私立大学等経常費補助金又は都道府県による私立高等学校等経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法第14条に基づき、学校法人会計基準に従い会計処理を行い、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び人件費支出内訳表、消費収支計算書に附属する消費収支内訳表、貸借対照表に附属する固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を作成し、原則として、当該年度の翌年度の6月30日までに文部科学大臣又は都道府県知事に届け出なければならないとされている。

平成13年4月から行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)が施行されたが、文部科学省においては、上記の届出のあった書類に関して開示の請求があった場合は、これらの書類のうち資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表の大科目に係る金額(ただし補助金収入については小科目まで。また、資金収支内訳表及び消費収支内訳表については

学校部門のみ)及び貸借対照表の大科目並びに中科目に係る金額についてのみ開示の対象としている。

(他の公共的法人等における財務書類の取扱いの現状)

公益法人においては、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)により、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録を主たる事務所に備えて置き、原則として一般の閲覧に供することとされている。

社会福祉法人においては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書及びこれらに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者等から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供しなければならないとされている。

特定非営利活動法人(NPO法人)においては、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)により、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を主たる事務所に備えて置き、特定非営利活動法人の社員その他の利害関係人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないとされている。

医療法人においては、医療法(昭和23年法律第205号)により、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を各事務所に備えて置き、医療法人の債権者は、これらの書類の閲覧を求めることができるとされている。

独立行政法人においては、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、貸借対照表、損益計算書、利益金の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書を官報に公告し、かつこれらの書類に事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間(各独立行政法人がそれぞれ定めることとなるが、通常は5年間)、一般の閲覧に供しなければならないこととされている。

(各種提言)

「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日総合規制改革会議)において、次のようなことが指摘されている。

少子化等により、大学を取り巻く経営環境が厳しくなることが予想される中で、学生や保護者、企業関係者等の判断に資するよう、一層の情報開示を進めることが必要である。

私立大学について、財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進すべきである。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討すべきである。

大学は、財務状況に限らず、教育環境(教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等)、研究活動、卒業生の進路状況(就職先や就職率等)など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に

提供すべきである。

また、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月5日中央教育審議会答申)において、「大学は公共的な機関であることから、社会的責務として大学情報を可能な限り社会に提供していくことが必要であり、情報を社会に提供することによって大学が社会から評価を受け、必要な改善を図ることにより大学の質の向上に資することとなり、財務関係の状況など大学の情報を積極的に提供することについては、大学が社会の信頼・支持を得るために不可欠なものとして、これに取り組んでいくことが期待される」と提言されている。

財務情報の公開に当たっての基本的考え方

学校法人に対してはその公共的性格から、公的助成や税制上の優遇措置等が採られており、さらに収入の大部分が授業料、入学金等の学生生徒等納付金であることにかんがみ、広く一般の人や保護者等関係者の理解と支持を得るためにも、財務情報の公開は極めて重要である。情報公開は社会全体の流れであり、学校法人がアカウンタビリティ(説明責任)を果たすという観点からも、財務情報を公開することが求められる。

財務情報を公開することにより、社会から評価を受け、自主的・自律的な取組によってますます質の向上が図られていくものと考えられる。

具体的改善方策

a) 義務付けの対象となる学校法人

財務書類の公開を法的に義務付けることが必要である。

補助金の交付の有無にかかわらず、全学校法人を公開の対象とすることが適当である。

幼稚園法人等小規模法人についても、他の公共性の高い法人でも規模で差を付けていないことにかんがみ、公開の対象とすることが適当である。

(公開の義務付け)

学校法人については、今まで「私学の自主性」という観点から、財務情報の公開については、文部科学省は「指導」の範囲にとどめ、公開するかしないか、あるいは何を公開するかなどの判断は各学校法人にゆだねられてきた。

しかし、前述のとおり、学校法人と同様に公益性を有する公共的法人においては、財務情報の公開について法的に義務付けられるなど積極的な取組がなされている。また、政府の関係審議会等においても公開の推進の必要性が指摘されている。

入学志願者や保護者は、学校の様々な情報を見て進学先を決めるわけであるが、その際各学校法人の財務の状況は重要な情報である。今後、学校も競争原理、市場原理にゆだねられていくことが社会の流れであるが、財務情報の公開がされなければ、入学志願者の側は、必要な情報を得られないまま学校選択をせざるを得なくなる。今後、我が国の社会全体の情報公開が進められていく中で、公共性の極めて高

い学校法人が、国民に対してアカウンタビリティを果たすという観点からも、財務情報の公開は避けては通れない課題である。

このような状況から、学校法人に対し指導の形態から一步進め、財務書類の公開を法的に義務付けることが適当である。

(全学校法人を対象とする理由)

学校法人の公共性・公益性を考慮して、補助金の交付や税制上の優遇措置等が採られている。この公共性・公益性は、例えば、現実に補助金を受けているか否かによって変わるわけではない。

また、私立学校法では補助金交付の有無や規模の大小にかかわらず財産目録、貸借対照表、収支計算書を備えて置くことが義務付けられている。公開の義務化は、それらの公開を求めるものであり、新たな財務書類の作成を義務付けるような、重い負担を課すものではない。

他の公益法人や社会福祉法人など公共性の高い法人でも、補助金交付の有無や規模の大小にかかわらず、財務に関する書類について閲覧に供するなど、公開が義務付けられている。例えば、社会福祉法人が保育所を設置している場合にはその保育所の分も含めて閲覧に供することとなっている。

以上のことから学校法人は補助金交付の有無や規模の大小にかかわらず、広く一般の人、在学生、入学志願者、学費負担者等に対し、その理解を得られるよう自ら財務書類を公開することが求められている。

b) 公開を義務付ける財務書類

公開する財務書類は、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び消費収支計算書)、資金収支内訳表及び消費収支内訳表とすることが適当である。ただし、プライバシー保護の観点等から、一般に公開することが適当でないと思われる情報については、公開しないこととできる仕組みを検討すべきである。

公開する財務書類の様式は、学校法人会計基準によって作成が義務付けられているものはそれによることとする。また、財産目録については、ある程度の統一性を図るため作成例を示すことが適当である。なお、補助金を交付されていない学校法人については、学校法人会計基準に準じて作成することが適当である。

財務書類を正しく理解できるよう、財務書類の背景となる事業の概要等を説明することを目的とする事業報告書の作成及び公開を義務付けることが適当である。

(公開内容)

私立学校法第47条において、学校法人は財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、常にこれを各事務所に備えて置かなければならないとされているが、具

体的には次の書類の公開を義務付けることが適当である。

- ・財産目録，貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）
- ・資金収支内訳表及び消費収支内訳表

ただし，例えば，そのまま公開すると個人の給与や退職金等が特定されてしまう場合，係争中の訴訟事件で個人名が分かってしまう場合等，プライバシー保護の観点等から，一般に公開することが適当でない認められる情報については，公開しないこととできる仕組みを検討すべきである。なお，公開することが適当でない情報については，一定の指針等を示すことも考えられる。

また，学校法人が収益を目的とする事業を行っている場合は，その計算書類についても備置き，閲覧の対象になることに留意することが必要である。

なお，公開の対象とする財務書類については，既に情報公開法に基づき開示の対象となっているものを参考にしつつ検討したものである。

私立学校法では，上記財務書類の様式は定められていない。一方，私立大学等経常費補助金又は都道府県による私立高等学校等経常費補助金の交付を受ける学校法人は学校法人会計基準にのっとり財務書類を作成することが義務付けられている。したがって，同補助金の交付を受ける学校法人にあつては，同会計基準にのっとり作成した財務書類の公開を義務付けることが適当である。

財産目録は，現在，「作成」と「備置き」の規定はあるが，その様式については法令上の定めがない。今回の財務書類の公開に併せ，様式はある程度の統一を図るために作成例を示すことが適当である。その際，貸借対照表に記載された各科目について，その内容の概要が分かるような作成例とし，実際の作成に当たっては，各学校法人の規模等に応じて学校法人が判断することが適当である。

私立大学等経常費補助金又は都道府県による私立高等学校等経常費補助金が交付されていない学校法人については，様式についての法令上の定めがないが，学校法人会計基準に準じて作成することが適当である。

財務書類は，結果としての数字の羅列が主であり，専門家ではない一般の人にとっては容易に理解できない場合が少なくなく，場合によっては，誤解されたりする可能性もある。このため，財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその結果を分かりやすく説明し，正しく理解してもらえるような方策を採る必要がある。このため，事業報告書の作成を義務付け，その備置きと公開を義務付けることが適当である。

事業報告書については，法人の概要，事業の概要及び財務の概要に区分して作成することが適当であり，そのために作成例を示すことが適当である。その際，その具体的内容については，各学校法人の規模等に応じて学校法人が判断することが適当であるが，例えば，次のような事項を盛り込むことが考えられる。

（例示）

- ・設置する学校・学部・学科等
- ・当該学校・学部・学科等の入学定員，学生数の状況
- ・役員・教職員の概要

- ・当該年度の事業の概要
- ・当該年度の主な事業の目的・計画
- ・当該計画の進捗^{しんちよく}状況
- ・財務状況の経年比較

なお、資金収支計算書の人件費内訳表，貸借対照表の附属明細表（固定資産，借入金，基本金）及び収支予算書は公開の義務付けの対象とはしないが，学校法人の判断によって公開することは十分考えられることである。

c) 公開の方法

公開の方法としては，財務書類と事業報告書を閲覧に供することを義務付けることが適当である。

上記書類の閲覧に加え，各学校法人において一般の人にも分かりやすい公開内容や方法を工夫し，学報，広報誌等の刊行物への掲載やインターネットの活用等により財務情報を積極的に提供していくことが望まれる。なお，その場合，提供する内容を概要とするなど，どのようなものとするかは各学校法人の判断によることが適当である。

（公開の方法）

前述したように，現在，文部科学大臣所轄学校法人のうち91.1%の学校法人が何らかの形で財務情報を公開しているが，その方法も様々である。公開の方法としては，財務書類と事業報告書について来訪した者が閲覧できるようにする，刊行物に掲載する，インターネットに載せるなど様々なことが考えられるが，すべての学校法人に最低限共通に義務付ける方法としては「閲覧に供する」こととすることが適当である。

現在財務情報を公開している学校法人の中には，来訪した者に閲覧させる方法よりはるかに進んだ方法で公開している学校法人が数多くある。

閲覧は各学校法人に共通に義務付ける最低限のことであり，それさえすれば後は何もしなくてもよいというものではない。閲覧に供するという最低限必要な措置を採ったうえで，各学校法人は自主的に一般の人にも分かりやすい公開内容や方法を工夫し，学報や広報誌等の刊行物に掲載したり，インターネット等の電子媒体の活用を図るなどして財務情報をより積極的に提供し，透明性を高めていくことが望まれる。なお，その場合，提供する内容については，例えば財務書類の概要とするなど，どのようなものとするかは各学校法人の判断によることが適当である。

5. その他の検討課題について

学校法人会計基準の見直しについて

a) 学校法人会計基準の現状等

(会計基準の特性)

昭和45年に私立学校等の経常費に対する国の補助制度が創設されるに当たり、公費の補助を受けるためには、学校法人の公共性が一層高められ、適正な会計処理が行われることが前提となることから、統一的な会計処理を行う基準が必要となり、昭和46年に学校法人会計基準が制定された。

この会計基準は、私立学校は公共性が極めて高く、安定性、継続性が求められていること、私立学校は利潤の追求が目的ではなく、中長期的にわたって収支の均衡を取ることが求められていることなど、私立学校の特性を踏まえて制度設計がなされている。

(学校法人会計基準見直しの背景)

近年、財務情報の公開が進展するに伴い、私学関係者の中からも財務書類を学費負担者等一般の人が見てもっと分かりやすくすべきではないか、少子化の影響を受けて学校法人の経営状況が厳しくなっているため、基本金の取崩しを弾力的にできるようにすべきではないか、など会計処理の一層の合理化、平明化を求める声がある。

また、近年、独立行政法人会計基準や国立大学法人会計基準の制定あるいは公益法人会計基準の見直しが進められているが、これらの公共的法人の会計基準においても企業会計原則の考え方が大幅に取り入れられている。

さらに、総合規制改革会議の第2次答申においても学校法人会計基準見直しの必要性が指摘されている。

このような状況から、学校法人会計基準の在り方を検討することが必要であると考える。

b) 会計基準の見直しについて

学校法人会計基準の見直しに当たっては、専門的・実務的知識が必要とされるため、本小委員会とは別に、新たな組織を設けて検討することが適当である。

(検討課題)

本委員会として問題意識を持っているのは、具体的には次のとおりである。

(経営状況の把握)

・私立学校の特性を踏まえ、かつ、学校法人の経営状況が端的に分かるような財務諸表とはどのようなものか。

(計算書類)

・現在の貸借対照表、資金収支計算書及び消費収支計算書は改めなくてよいか。改めるとすればどのようなものが考えられるか。

・注記事項及び附属明細表は，現状のままでよいか。

(基本金)

・基本金の意義や内容を見直す必要はないか。

・社会情勢の変化に応じて基本金の取崩しが弾力的に行えるようにする必要はないか。

(その他)

・財務書類の公開を前提とした場合において見直すべき点はないか。

・簿価情報による会計処理から時価情報に変える必要はないか。

・連結財務諸表を導入するかどうか。

・退職給付会計の導入をするかどうか。

・その他改めるべきところはないか。

外部資金の導入等について

a) 外部資金導入の現状等

(寄附金)

学校法人は，もともと私人の寄附を基礎として設立されるものであり，目的を同じくする者からの寄附を募り，学校法人の経営基盤の充実を図ることは極めて重要である。

現在，文部科学省所管の学校法人のうち約4割で，郵便や訪問等何らかの方法による寄附募集を行っており，さらに積極的な募集活動の展開が期待される。

政府においても，学校法人への寄附の促進を図る観点から，寄附を行った個人及び法人に対する税制上の優遇措置を講じており，これまでも随時優遇措置の改善が図られてきたところである。

一方，入学者やその関係者からの寄附金の募集については，入学者選抜の公正を疑わしめるような事態が発生しないよう，文部科学省において，寄附金及び学校債の募集開始時期は入学後にするよう指導しているところである。

(社会教育事業)

学校がその有する資源を最大限に活用しつつ収益を上げるとともに，学生・生徒等以外の広く一般に学習機会を提供する方策として，公開講座や各種スポーツ教室などの社会教育事業があり，多くの学校において取り組まれているところである。

社会教育事業は，私立学校にとって比較的取り組みやすい分野であるとともに，本来の学校教育活動の充実にも資すると考えられ，今後の一層の展開が期待される。

(受託研究，共同研究)

私立大学等における外部資金導入の方策としては，受託研究・共同研究は重要な方策の一つであり，その積極的な推進により，研究活動の充実を図ることが必要である。

従前は，私立大学等が企業等から依頼を受けて研究を行う場合，法人税法上の収益事業である「請負業」とされ，企業等から提供される研究費については法人税が

課されていた。しかし、私立大学等の経営基盤の強化と研究活動の活性化・高度化を図るとともに、産学連携の推進により我が国の経済の活性化等に資するよう、平成14年度税制改正により、私立大学が企業等からの要請に基づき受託研究・共同研究を行う場合で一定の要件を満たすものについては法人税が非課税となった。

私立大学等における受託研究・共同研究は平成14年度で約13,800件行われているが、今後その増加が期待される。

(収益事業収入)

学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができることとされている(私立学校法第26条)。

収益事業について明確に制度化された趣旨は、学校法人が授業料等の学生納付金や補助金のほかに収益事業を実施し、経営努力により自主的に経営基盤の強化を図り、教育水準の維持向上を図られるようにすることであるとされている。

収益事業を実施する場合には、寄附行為に事業の種類を規定するとともに、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理することとしている。

このほか、附帯事業として行っている事業であっても、法人税法上の収益事業とみなされ課税の対象となる場合もある。

私立学校法に基づく収益事業を行っている学校法人は大学法人で約13%、法人税法上の収益事業を行っている学校法人は大学法人で約51%に上っている。

私立学校法に基づく収益事業を行っている学校法人が、寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと、当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること、当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があることといった一定の事由が認められる場合には、所轄庁はその事業の停止を命ずることができることとなっている。

(学校法人の出資による会社の設立)

収益事業のもう一つの形態として学校法人が別法人を設立して収益事業を実施する方法があり、大学法人で約5%の法人が実施している。

文部科学省では、学校法人の経営の一層の弾力化を推進するとともに、経営の健全性の確保等の観点から、学校法人の出資による会社設立の際の留意事項について下記のとおり通知を行っている。(平成13年6月8日付通知)

ア) 設置する学校の教育研究活動と密接な関係を有する事業(例えば、会計・教務などの学校事務、食堂・売店の経営、清掃・警備業務など)を一層効率的に行うために、学校法人が出資によって会社を設立する場合には、学校法人の出資割合は出資先会社の総出資額の2分の1以上であっても差し支えないこと。
上記以外の場合には、学校法人の目的等にかんがみ、出資割合は原則として2分の1未満とすることが適当であること。

イ) 学校法人が出資によって会社を設立して行う事業の在り方及び種類について

は、「文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件」(平成12年3月27日文部省告示第40号)第1条及び第2条に準じて取り扱うこと。

ウ) 学校法人の出資による会社設立に関して国民から不明朗、不適正等の指摘を受けることのないよう、十分に配慮すること。

エ) 文部科学大臣への財務関係書類の届出等(私立学校振興助成法第14条第2項に基づく届出等)に当たり、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合には、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社から学校法人への寄附金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載するとともに、当該会社の経営状況の概要が把握できる資料を添付すること。

オ) 学校法人が既存会社へ出資する場合も、上記 から について同様に留意すること。

(学校債)

学校債は学校が資金を調達する方法として学校関係者及び広く一般を対象として行われるものである。

無利子で行われる例が多く(大学法人で約9割)、償還期日が到来してもそのまま寄附となる場合も多いが、実際に学校債を発行している例は少ない(大学法人で約1割)。

文部科学省では、学校債について、その取扱いが適正に行われるよう前述のとおり募集時期について指導するとともに、下記のような事項について通知を行っている。(昭和29年10月13日付通知及び平成13年6月8日付通知)

ア) 学校法人による学校債の発行が、出資法に抵触する「出資金」又は「預り金」に該当することのないよう、学校債が資金を受け入れる学校法人の側の利便(例えば、施設整備事業や奨学事業など)のために発行される旨の募集目的と、学校債が消費貸借契約に基づく学校法人の「借入金」の性格を有するものである旨を募集要項等に明示し、募集対象者に周知すること。

イ) 上記アの取扱いによる場合には、学校債の募集対象を同窓会会員やPTA会員等に限定する必要はなく、広く一般人を募集対象としても差し支えないこと。

ウ) 学校債の発行は、学校法人の経営基盤強化のために、必要に応じて活用が図られるべきものであるが、経営の健全性確保の観点から、学校債発行に当たっては、無理のない適切な償還計画を策定すること。

b) 外部資金導入方策等の改善について

外部資金導入等の充実のための方策については、今後中長期的に検討していくことが必要である。

各学校法人において、寄附金及び学校債の活用を推進することが重要である。ただし、募集時期等には十分に留意すべきである。

社会教育事業や受託研究・共同研究の推進に可能な限り積極的に取り組むとともに、その他の収益事業についても、各学校法人の判断により、事業の精選・効率化を図りつつ可能な限り取り組むことが望まれる。

学校法人が経営基盤を強化し、充実した学校経営を行えるようにするためには、寄附金収入や収益事業収入等の充実により学生納付金や補助金以外に収入のみちを探ることが重要である。

外部資金導入等の充実のための方策については、今後各学校法人及び文部科学省において中長期的に検討していくことが重要であるが、当面は各学校法人においてそれぞれの規模や周辺状況等を踏まえつつ、以下のような取組を推進することが必要である。

寄附金の活用に関しては、一般からの募集に積極的に取り組むことが必要である。あわせて、学校債の活用についても積極的に検討することが重要である。ただし、入学者選抜に関し一切の疑惑を招かないように寄附金の募集時期等に十分に留意する必要がある。

社会教育事業や受託研究・共同研究の推進は、学校の有する資源を有効活用して外部資金を導入できる方策であるとともに、実施すること自体が学校の教育研究活動の充実に資すると考えられることから、各学校法人において可能な限り積極的に取り組むことが必要である。

また、その他の収益事業についても、経営基盤強化のための方策として有効であることから、各学校法人の判断により、学校教育に支障が生じない範囲で可能な限り取り組むことが望ましい。ただし、実態として赤字となっている場合には、事業の実施について見直しを検討することも求められる。例えば、必ずしも実施する必要がない事業については廃止したり、また、附帯事業として実施している学校運営上必要な事業などについては、外部委託や学校法人の出資による法人設立等を活用したりすることにより事業の精選・効率化を図ることが考えられる。

事務機能の強化について

a) 事務体制の現状等

学校法人の事務体制については、法人の規模により大きく異なっており、充実した体制を備えているところから、理事や教員が相当程度の事務を担当しているところまで様々である。

しかしながら、理事や監事の機能を強化し、学校法人の運営が充実して行われていくようにするためには、これを適切にサポートする事務機能の強化が重要な課題である。

b) 事務機能の強化方策について

事務機能の強化や効率化を図る観点から、事務機構の再編（必要な部門への重点化等）やアウトソーシングの活用を進めることが考えられる。

事務体制については法人の規模により様々であるが、大きな事務組織を有しているところでも必ずしも機能的な組織となっているとは限らず、適正な職員配置が行われていなかったり、機能の重複した組織体制となっている場合も考えられる。また、小規模の法人では、十分な数の専任事務職員の確保が困難な場合が考えられる。

このため、事務機能の強化や効率化を図る観点から、各学校法人において事務機構の再編（必要な部門への重点化等）やアウトソーシング（外部委託）の活用などを進めることが必要である。

また、アウトソーシングの方法としては、企画も含め業務の多くを外部に委託してしまう方法や、業務の実施部分だけを委託する方法、コンサルティングや人材派遣を受ける方法などが考えられるが、どのような業務にどのような方策を活用するのが効果的か各学校法人に紹介するため、文部科学省や私学関係団体等において活用事例の収集・紹介等を行うことが考えられる。

また、事務機能の強化のためには事務職員の資質能力の向上も重要であり、各学校法人による交流人事や私学関係団体等による研修・講習会の開催などの推進が期待される。

会計監査について

a) 会計監査の概要等

運営費の多くの部分を学生生徒納付金や公費の補助金で賄っている学校法人は、会計処理を適切に行うことが適正な学校法人運営の第一歩であると言える。多くの学校法人では、適正に会計処理が行われているが、一部の学校法人では、必ずしも会計処理に問題なしとは言えないところもある。

一方、少子化の影響を受け経営環境の厳しい状態が続く中、適切な学校経営を行うようにするためには、今まで以上に資源の効果的な利用と適切な会計処理を行うことが重要となっている。

適正な会計処理は的確な会計監査によって保証されるものである。現在、学校法人の会計監査は、監事による監査、公認会計士（監査法人）による監査、当該学校法人の教職員による内部監査がある。これらの監査については、それぞれの目的に沿った監査を厳格に実施するとともに相互に関連させ、協力して監査に当たっていくことが求められている。

b) 会計監査の改善方策について

内部監査、監事の監査及び公認会計士の監査を一層充実させる観点から、相互に情報交換を行う等それぞれの機能の協調が大切である。

公認会計士の監査機能の充実を図るため、今後とも監査事項等の見直しを図っていくことが必要である。

（内部監査、監事の監査及び公認会計士の監査の機能の協調）

会計監査については、従来から日常的あるいは定期的に内部監査が行われていたり、理事会・評議員会等に監事が出席し意見を述べていたり、年間を通じた公認会計士の監査が行われていたりしている。また、監査人が理事会等に出席し、監査結果の概要の報告を行う学校法人もある。様々な形で会計監査が行われているが、今後とも、会計監査を一層充実させる観点から、それぞれの機能が協調していくことが大切である。その一環として、相互に情報交換あるいは意見交換等が段階的・継続的に行われる場を積極的に設定していくことが必要である。

(監査事項等の見直し)

現在、公認会計士の監査の指針として、文部科学省の告示や通知としては、「昭和51年度以後の監査事項の指定(文部省告示第135号)」と「昭和51年度以後の監査事項の指定について(文管振第215号)」があり、これを受けて公認会計士協会が作成した「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い(学校法人委員会報告第36号)」等監査に当たって留意すべき実務指針が定められている。これらの公認会計士の監査の在り方について、近年改訂が加えられほぼ網羅的に整備されているが、更に監査機能の充実を図るため、今後とも監査事項等の見直しを図っていくことが必要である。

(内部監査機能の充実)

多くの学校法人では適正な会計処理を行うため、監事や公認会計士との監査があるにしても、学校法人内部の自らによる監査が最も重要であることは言うまでもない。内部監査機能を充実させるため、会計制度や会計処理の研修あるいは他の学校法人の実態を学ぶなど、絶えず監査機能の質的向上に努めていくことが重要である。

経営困難法人に対する監事や公認会計士の監査の在り方を検討することが必要である。なお、公認会計士(監査法人)との監査契約において、必要に応じて監事に対する監査報告を義務付ける契約とすることも考えられる。

(今後の検討課題)

公認会計士監査制度の信頼性を高めるため日本公認会計士協会は、会計監査人の専門性、独立性及び監査の質的向上や厳格化に取り組んできたが、平成15年6月の公認会計士法(昭和23年法律第49号)の改正により、その趣旨が法定されたところである。

一方、少子化時代を迎え学校法人の経営が厳しくなる中であって、監事や公認会計士が経営困難法人に対してどのように指導していくべきかは、文部科学省の課題として、今後、検討していかなければならない。その際、公認会計士の監査の場合、そのような事態に対し、どこまで対応できるかは財務書類の記載内容などともかわる事柄であるため、日本公認会計士協会と連携を取りながら検討を進める必要がある。

また、今後、財務情報の公開が義務付けられることにより、財務書類の信頼性を担保する会計監査の重要性も高まるものと考えられることから、私立学校振興助成法による監査を受けていない学校法人についても、例えば、一定規模以上のものは、公認会計士又は監査法人の会計監査を受けるようにすることが望ましい。

なお、公認会計士の業務は、学校法人と監査契約を取り交わし、その中で監査結果を誰に対して報告するかが決められている。現在は、理事長に対する報告が一般的であるが、仮に不整があった場合には、監事に対する報告を義務付けるような契約とすることも考えられるところである。

参考資料目次

学校法人等及び私立学校等数	30
入学定員未充足の大学・短期大学の推移	31
学校法人の理事、監事及び評議員の現状	32
平成14年度学校法人の財務の公開状況に関する調査結果について	35
学校法人の財務状況の公開に関する各種提言	36
学校法人会計基準の検討に関する各種提言	37
学校法人制度改善検討小委員会の設置について	38
学校法人制度改善検討小委員会委員名簿	39
報告までの検討の経過	40

学校法人等及び私立学校等数

< 学校法人及び準学校法人数 >

文部科学大臣所轄学校法人数	6 5 7
都道府県知事所轄学校法人数	6,0 5 9
“ 準学校法人数	1,0 9 0

- (備考) 1. 文部科学大臣所轄学校法人とは、大学、短期大学及び高等専門学校を設置している学校法人をいう。
 2. 都道府県知事所轄学校法人とは、大臣所轄学校法人以外の学校法人をいう。
 3. 準学校法人とは、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人をいう。
 4. 出典：文部科学省調べ〔平成15年4月1日現在〕(以下、特に説明がない場合は同様。)

< 私立学校並びに私立の専修学校及び各種学校数 >

大 学	短 大	高 専	中等教育学校	高 校	中 学	小 学 校
5 1 2	4 7 5	3	5	1,3 2 1	6 9 1	1 7 5

幼 稚 園			盲学校、聾学校、養護学校		
学 校 法人立	その他 法人立	個人立	学 校 法人立	その他 法人立	個人立
7,1 6 8	6 0 4	6 3 8	1 5	0	0

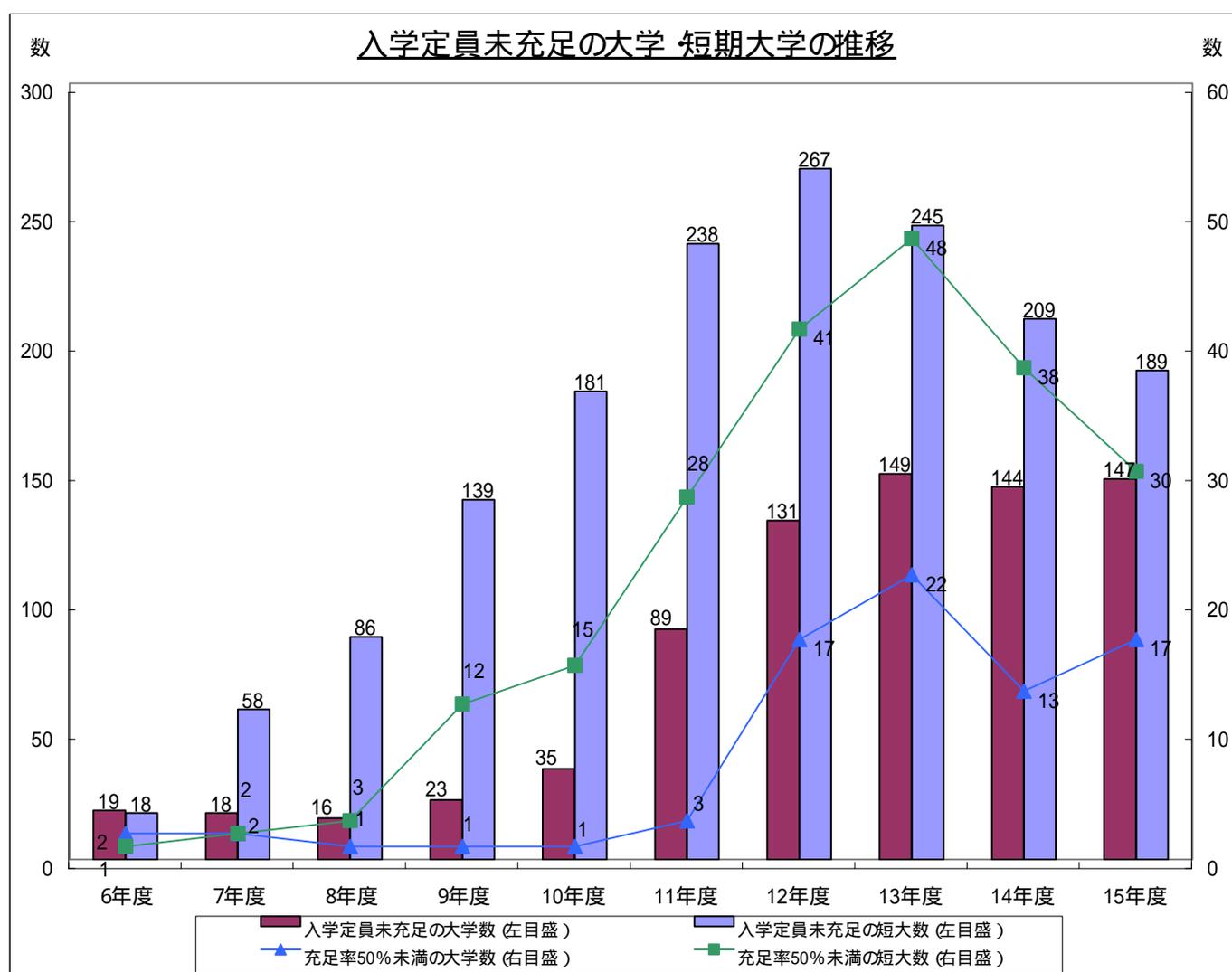
専 修 学 校				各 種 学 校			
学 校 法人立	準学校 法人立	その他 法人立	個人立	学 校 法人立	準学校 法人立	その他 法人立	個人立
6 9 8	1,2 7 0	6 9 8	4 8 7	1 2 3	2 7 4	3 9 0	1,2 5 1

- (備考) 1. 私立学校とは、学校法人の設置する学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園)をいう。
 2. 学校数(専修学校、各種学校の数を含む)については、学校基本調査(平成14年5月1日現在)による。

入学定員未充足の大学・短期大学の推移

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
入学定員未充足の大学数	19	18	16	23	35	89	131	149	144	147
うち充足率50%未満の大学数	2	2	1	1	1	3	17	22	13	17
入学定員未充足の短大数	18	58	86	139	181	238	267	245	209	189
うち充足率50%未満の短大数	1	2	3	12	15	28	41	48	38	30

出典：「平成15年度私立大学・私立短期大学入学志願動向(速報)」(日本私立学校振興・共済事業団)



学校法人の理事、監事及び評議員の現状

(平成15年7月1日現在)

1. 理事の現状

(1) 理事長の常勤・非常勤の別

	大臣所轄法人
常 勤	80.4%
非 常 勤	19.6%

(2) 各学校法人における常勤理事の占める割合の平均

大臣所轄法人	53.6%
--------	-------

(3) 外部理事（現に当該法人の教職員でない者）の任用

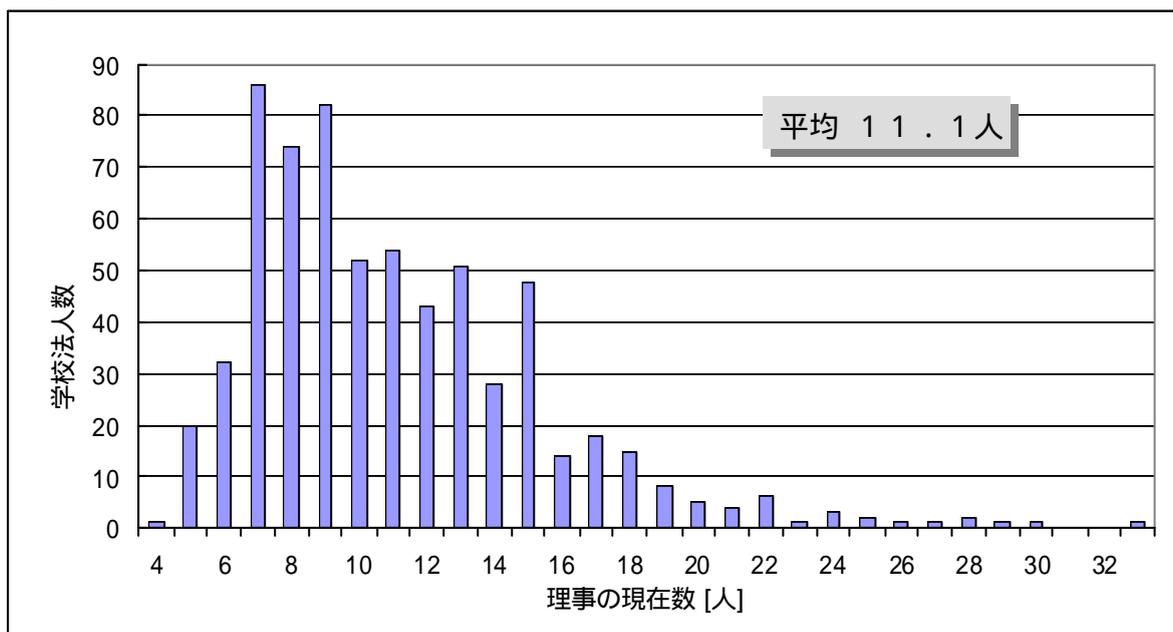
	大臣所轄法人	知事所轄法人
外部理事を任用している	99.1%	99.0%
外部理事を任用していない	0.9%	1.0%

(備考) 都道府県知事所轄法人については、速報値。

(4) 理事会の開催頻度

大臣所轄法人における年間平均開催数	7.2回
-------------------	------

(5) 大臣所轄学校法人における理事の実数の状況



2. 監事の現状

(1) 監事の現在数

	大臣所轄法人数
2人	556
3人	87
4人	7
5人	2

(2) 監事の常勤、非常勤の別

	大臣所轄学校法人
常勤監事が1人以上いる法人数	26
常勤監事のいる法人の割合	3.8%

(3) 監事の理事会又は評議員会への過去1年間における出席割合

大臣所轄学校法人における 理事会への出席割合の平均	92.6%
大臣所轄学校法人における 評議員会への出席割合の平均	69.2%

(4) 監事と評議員の兼職状況

兼職している監事がいる大臣所轄法人の割合	6.0%
----------------------	------

3. 評議員会の現状

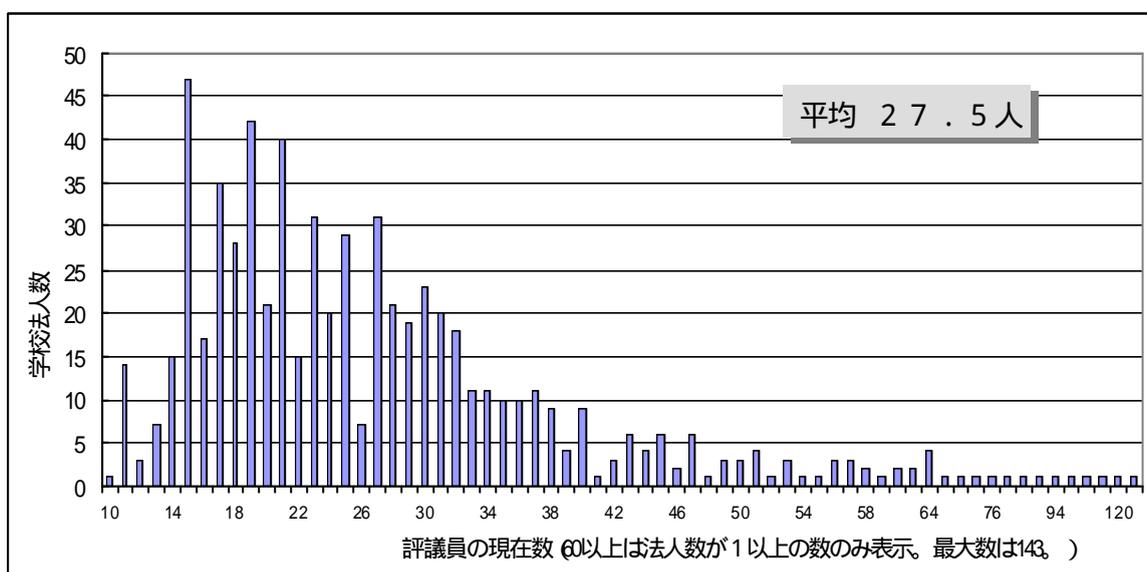
(1) 評議員の中で役員の配偶者又は3親等以内の親族である者の評議員数に占める割合

評議員定数の1/3をこえている 大臣所轄学校法人数	5
割合の最大値	42.9%

(2) 評議員会の開催頻度

大臣所轄法人における年間平均開催数	3.8回
-------------------	------

(3) 大臣所轄学校法人における評議員の実数の状況



平成14年度 学校法人の財務の公開状況に関する調査結果について
(平成14年10月1日現在)

1 公開状況

(単位：法人数)

区分	全学校法人数	財務状況を公開している学校法人	全学校法人に対する割合
大学法人	475 (461)	445 (403)	93.7% (87.4%)
短大法人等	180 (194)	152 (155)	84.4% (79.9%)
合計	655 (655)	597 (558)	91.1% (85.2%)

(注)()内の数値は、前年度の調査結果である。

2 公開方法

(単位：法人数)

区分	財務状況を公開している学校法人	公開方法			
		広報誌等の刊行物に掲載	掲示板やホームページ等に掲示	申し出のあった者に対する閲覧又は写し(印刷物にしたものを含む。)の交付	閲覧できる者に対して閲覧できることを周知している。
大学法人	445	351 [78.9%]	131 [29.4%]	248 [55.7%]	105 (42.3%)
短大法人等	152	67 [44.1%]	32 [21.1%]	95 [62.5%]	56 (58.9%)
合計	597	418 [70.0%]	163 [27.3%]	343 [57.5%]	161 (46.9%)

- (注) 1 公開方法については、複数回答である。
 2 []内の数値は、公開している学校法人に対する割合である。
 3 ()内の数値は、公開方法として「申し出あった者に対する閲覧又は写しの交付」を選択している学校法人に対する割合である。

3 公開している財務書類の種類

(単位：法人数)

区分	財務状況を公開している学校法人	うち資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表のすべてを公開(概要の公開を含む。)している学校法人
大学法人	445	317 [71.2%]
短大法人等	152	109 [71.7%]
合計	597	426 [71.4%]

(注)[]内の数値は、公開している学校法人に対する割合である。

学校法人の財務状況の公開に関する各種提言

大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（抜粋）

（平成14年8月5日 中央教育審議会答申）

第5章

- (2) 大学は公共的な機関であり、今回の改革によって一層大学の自主的・自律的な取組が可能になることを踏まえ、社会的責務として大学情報を可能な限り社会に提供していくことが必要である。情報を社会に提供することによって大学が社会から評価を受け、必要な改善を図ることにより大学の質の向上に資することとなる。教育研究活動や財務関係の状況、認証評価機関による評価結果など大学の情報を積極的に提供することについては、大学が社会の信頼・支持を得るために不可欠なものとして、これに取り組んでいくことが期待される。

規制改革の推進に関する第2次答申 - 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革 - （抜粋）

（平成14年12月12日 総合規制改革会議答申）

第1章 横断的分野

4 事後チェックルールの整備

【具体的施策】

1 情報公開の推進等

(2) 教育分野

大学の情報公開の促進【平成14年度中に措置】

少子化等により、大学を取りまく経営環境が厳しくなることが予想される中で、学生や保護者、企業関係者等の判断に資するよう、一層の情報開示を進めることが必要である。

このため、私立大学について、平成13年度から検討されている財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進すべきである。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討すべきである。

また、大学は、財務状況に限らず、教育環境（教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等）、研究活動、卒業生の進路状況（就職先や就職率等）など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に提供すべきである。

私立学校の振興に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 - 高等教育機関を中心として - （抜粋）

（平成14年12月 総務省行政評価局）

3 財務状況の公開及び自己点検・評価等の実施状況

(1) 私立大学等における財務状況の公開の推進

文部科学省は、大学等の公共性や他の公益性法人における情報公開の取組状況等を踏まえ、学校法人経営の透明性等を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1) 財務状況の公開の内容、実施方法、対象者等についての具体的な指針を作成し、学校法人に提示すること。特に公開の実施方法については、インターネットの積極的活用留意すること。

2) 学校法人の財務状況の公開について、その徹底を図るため、法定化を含めた方策の在り方を検討すること。

規制改革推進3か年計画（再改定）（抜粋）

（平成15年3月28日閣議決定）

分野別措置事項

3 教育・研究関係

(3) 個別事項

ウ 高等教育

（事項名） 大学の情報公開の促進

（措置内容） 私立大学について、平成13年度から検討されている財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進する。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討し、所要の措置を講ずる。

また、大学は、財務状況に限らず、教育環境（教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等）、研究活動、卒業生の進路状況（就職先や就職率等）など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に提供する。

学校法人会計基準の検討に関する各種提言

規制改革の推進に関する第2次答申（抜粋）

（平成14年12月12日 総合規制改革会議）

第2章 各分野

4 教育・研究

2 教育主体に関する情報公開の促進

（1）学校法人会計制度の見直し【平成15年度中に検討・結論】

公益法人会計基準の見直しについては、企業会計基準の大幅な改訂等を踏まえ、総務省の研究会が平成13年度に中間報告をとりまとめ、今後新たな基準が策定される予定である。

したがって、公益を目的とする学校法人においても、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて、学校の特性を踏まえつつ早急に検討すべきである。

私立学校の振興に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 - 高等教育 機関を中心として - （抜粋）

（平成14年12月 総務省）

2 学校法人の運営状況

（2）第2号基本金組入れの適正化

文部科学省は、学校法人における基本金組入れの適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- 1）学校法人に対し、不適正な第2号基本金組入れの具体例を示すなど、第2号基本金の組入計画に基づく組入れを適正に行わせるための指導の徹底を図ること。
- 2）学校法人に対し、第2号基本金に係る引当特定預金（資産）の設定に当たっては、第2号基本金組入計画に即した名称の資産とするよう指導の徹底を図ること。また、会計基準上同基本金の引当特定預金（資産）と他の資金との明確な区分規定を設けることなどについて検討すること。

規制改革推進3か年計画（再改定）（抜粋）（平成15年3月28日閣議決定）

分野別措置事項

3 教育・研究関係

（3）個別事項

ア 教育主体等

（事項名） 学校法人会計制度の見直し

（措置内容） 学校法人において、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて、学校の特性を踏まえつつ早急に検討する。

（実施予定時期） 平成15年度：検討・結論

学校法人制度改善検討小委員会の設置について

平成14年10月7日
大学設置・学校法人審議会
学校法人分科会長決定

1 趣 旨

今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討する学校法人制度改善検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 委 員

小委員会委員は、分科会長の推薦に基づき分科会で承認した委員及び分科会長の指名する特別委員，8～12名で構成するものとする。

3 運 営

小委員会の運営は、学校法人分科会運営規則第9条及び第10条の規定による。

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改善検討小委員会 委員名簿

あ	べ	みつ	お	
阿	部	充	夫	財団法人放送大学教育振興会理事長
いし	やま	たく	ま	
石	山	卓	磨	日本大学法学部教授
さ	の	けい	こ	
佐	野	慶	子	公認会計士
た	なか	まさ	みち	
田	中	雅	道	光明幼稚園園長
た	むら	てつ	お	
田	村	哲	夫	渋谷教育学園理事長
くろ	だ	とし	じ	
黒	田	壽	二	金沢工業大学学園長・総長
こう	そ	とし	あき	
高	祖	敏	明	学校法人上智学院理事長
はっ	た	えい	じ	
八	田	英	二	同志社大学学長
やま	うち	あき	と	
山	内	昭	人	学校法人山内学園理事長
よこ	みぞ	まさ	こ	
横	溝	正	子	弁護士
わ	だ	よし	ひろ	
和	田	義	博	公認会計士

: 主査

報告までの検討の経過

- 第1回 平成14年10月30日
(1) 学校法人制度の改善について
- 第2回 平成14年11月27日
(1) 学校法人制度の改善について
(2) 財務情報の公開について
- 第3回 平成14年12月10日
(1) 学校法人制度の改善について
(2) 財務情報の公開について
- 第4回 平成15年 1月21日
(1) 財務情報の公開について
(2) 監事機能の充実について
- 第5回 平成15年 2月18日
(1) 財務情報の公開について
(2) 監事機能の充実について
- 第6回 平成15年 3月24日
(1) 財務情報の公開について
(2) 監事機能等の充実について
- 第7回 平成15年 5月 7日
(1) 理事、監事、評議員会機能の充実について
- 第8回 平成15年 5月27日
(1) 理事、監事、評議員会機能の充実について
- 第9回 平成15年 6月16日
(1) 理事、監事、評議員会機能の充実について
(2) 学校法人会計基準見直しについて
- 第10回 平成15年 6月25日
(1) 委任状の今後の取扱い、学校法人の代表権者の登記及び
事業報告書について
(2) 民間的経営手法、事務機能の強化及び学校法人の会計監査について
- 第11回 平成15年 7月 9日
(1) 学校法人制度の改善方策について(中間報告)素案
- 第12回 平成15年 7月30日
(1) 学校法人制度の改善方策について(中間報告)案
- 第13回 平成15年 9月18日
(1) 「学校法人制度の改善方策について(中間報告)」に対する意見募集結果について
- 第14回 平成15年 9月29日
(1) 学校法人制度の改善方策について(最終報告)案
- 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会第81回
平成15年10月10日
(1) 「学校法人制度の改善方策について」について

「学校法人制度の改善方策について」の概要

我が国の教育に大きな役割を果たしてきた学校法人が、少子化など昨今の法人経営をめぐり厳しい社会・経済の情勢に的確に対応し一層安定した学校運営を行うとともに、公共性の高い法人として社会に対する説明責任を果たしつつ、今後とも健全に発展していくためには、学校法人の公益性を一層高め、自主的・自律的に管理運営する機能の一層の充実を図ることが必要である。

1. 理事機能の強化

理事会については各学校法人の寄附行為の定めにより実態として置かれているものであるが、学校法人の業務に関する最終的な決定機関としての位置付けを明確化する観点から、理事会を法令上に位置付けることが適当である。

学校法人によっては、理事長のみが代表権を有している場合や担当理事が置かれている場合など学校法人の代表権の制限が行われている場合もあることから、そのような場合にはこれを対外的に明らかにするため登記できるようにすることが求められる。

学校法人の運営に多様な意見を採り入れる観点から、理事に外部の人材（現に当該学校法人の教職員でない者等）が適切に任用されるようにすることが重要である。

理事会における検討の充実に資するよう、各学校法人において、非常勤の理事に対し定期的に学校法人の運営状況に関する情報を提供することや理事会における委任状等の取扱いの改善を進めることが必要である。

2. 監事機能の強化

監事の監査の範囲及び内容が必ずしも明確でないため、一定の指針等を示すことにより明確化することが必要である。また、監査報告書の作成、評議員会への報告、外部への閲覧を行うこととともに、監事が理事会・評議員会へ出席するようにすることが適当である。

監事の監査を支援する観点から、各学校法人において、理事長等から監事に対して定期的に学校法人の運営状況に関する情報を提供したり、必要に応じて支援のための事務体制を整備したりすることが必要である。

監事の理事会・評議員会からの独立性を高めるとともに専門性を高める観点から、監事の選任要件における外部性の強化及び評議員との兼職制限が必要である。また、監事の選任は監査される側である理事側のみで選任するのではなく、例えば理事会が推薦し、評議員会の承認を得た者を任命する等の手続とすることが適当である。

3. 評議員会機能の強化

評議員会は、学校法人の業務に関する重要事項について理事会に対し意見を述べる諮問機関としての位置付けであることが原則であり、評議員会の議決が必要な場合であっても、学校法人としての最終的な責任及び権限は理事会にあることを明らかにする必要がある。

評議員会における検討に資するよう、理事長等から評議員会への事業報告や監事から評議員会への監査報告を行うことが重要である。

多様な意見を取り入れる観点から、実態として評議員のすべてが学校法人の役員及び教職員という事態が生じることのないよう、一定数以上の外部の人材が選任されるようにすることが必要である。

4. 財務情報の公開

a) 義務付けの対象となる学校法人

財務書類の公開を法的に義務付けることが必要である。

補助金の交付の有無にかかわらず、全学校法人を公開の対象とすることが適当である。

幼稚園法人等小規模法人についても、他の公共性の高い法人でも規模で差を付けていないことにかんがみ、公開の対象とすることが適当である。

b) 公開を義務付ける財務書類

公開する財務書類は、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）、資金収支内訳表及び消費収支内訳表とすることが適当である。ただし、プライバシー保護の観点等から、一般に公開することが適当でない認められる情報については、公開しないこととできる仕組みを検討すべきである。

公開する財務書類の様式は、学校法人会計基準によって作成が義務付けられているものはそれによることとする。また、財産目録については、ある程度の統一性を図るため作成例を示すことが適当である。なお、補助金を交付されていない学校法人については、学校法人会計基準に準じて作成することが適当である。

財務書類を正しく理解できるよう、財務書類の背景となる事業の概要等を説明することを目的とする事業報告書の作成及び公開を義務付けることが適当である。

c) 公開の方法

公開の方法としては、財務書類を閲覧に供することを義務付けることが適当

である。

上記書類の閲覧に加え，各学校法人において一般の人にも分かりやすい公開内容や方法を工夫し，学報，広報誌等の刊行物への掲載やインターネットの活用等により財務情報を積極的に提供していくことが望まれる。なお，その場合，提供する内容を概要とするなど，どのようなものとするかは各学校法人の判断によることが適当である。

5．その他の検討課題

a) 会計基準の見直しについて

学校法人会計基準の見直しに当たっては，専門的・実務的知識が必要とされるため，本小委員会とは別に，新たな組織を設けて検討することが適当である。

b) 外部資金導入方策等の改善について

外部資金導入等の充実のための方策については，今後中長期的に検討していくことが必要である。

各学校法人において，寄附金及び学校債の活用を推進することが重要である。ただし，募集時期等には十分に留意すべきである。

社会教育事業や受託研究・共同研究の推進に可能な限り積極的に取り組むとともに，その他の収益事業についても，各学校法人の判断により，事業の精選・効率化を図りつつ可能な限り取り組むことが望まれる。

c) 事務機能の強化方策について

事務機能の強化や効率化を図る観点から，事務機構の再編（必要な部門への重点化等）やアウトソーシングの活用を進めることが考えられる。

d) 会計監査の改善方策について

内部監査，監事の監査及び公認会計士の監査を一層充実させる観点から，相互に情報交換を行う等それぞれの機能の協調が大切である。

公認会計士の監査機能の充実を図るため，今後とも監査事項等の見直しを図っていくことが必要である。

経営困難法人に対する監事や公認会計士の監査の在り方を検討することが必要である。なお，公認会計士（監査法人）との監査契約において，必要に応じて監事に対する監査報告を義務付ける契約とすることも考えられる。

事項に応じ，小規模法人等に対しても適切に配慮。